

議案第3号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年8月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により交付する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中33の項を34の項とし、24の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ、23の項の次に次のように加える。

24	通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条の規定による通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。）	1枚につき	500円
----	--------------	--	-------	------

第2条 富津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表23の項を削り、同表24の項中「平成26年総務省令第85号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同項を同表23の項とし、同項の次に次のように加える。

24	個人番号カードの再交付手数料	省令第28条の規定による個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
----	----------------	-------------------------	-------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に定める日前に申請のあった第2条の規定による改正前の富津市

手数料条例別表に規定する住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料については、なお従前の例による。